

令和6年度鳥取県エルダー・メンター制度実施施設認証制度導入支援

専門家派遣助成金助成実施要領

1 目的

本事業は、保育士等の育成や定着に熱心に取り組み、エルダー・メンター制度を導入する県内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設（以下「保育施設」という。）においてエルダー・メンター制度実施施設として認証を受ける際に必要となる研修の経費を助成することを目的とします。

2 対象事業所

鳥取県内で保育施設を運営し、エルダー・メンター制度の導入により保育従事者の職場環境の改善に取り組む事業所を対象とします。

3 助成内容

- (1) 助成額 1施設あたり 5万円（上限）。
- (2) 対象経費 施設長及び先輩職員を対象としたエルダー・メンター制度に関する研修等に必要となる専門家（外部講師）派遣に要する経費（諸謝金、交通費）。

4 申請期間

令和6年6月12日から令和7年2月28日までとします（当日消印有効）。
なお、申請状況によっては早めに募集を締め切る場合があります（助成総額50万円）。

5 研修等実施と助成までの流れ

- (1) 事前連絡 助成を希望する事業所は、申請を行う14日前までに必ず鳥取県保育士・保育所支援センター（以下「保保センター」という。）に連絡してください。
- (2) 講師調整 原則、保育施設が専門家（外部講師）派遣に係る調整を行ってください。
- (3) 研修実施 集合形式、オンライン形式等いずれかの方法で実施してください。
- (4) 助成申請 実施後は、別紙助成金申請書（様式1）その他必要書類を添えて、保保センターに提出してください。
- (5) 助成審査 申請書を受理後、取組内容・経費内訳を審査し、助成決定を行います。
- (6) 経費振込 助成決定通知後、指定金融機関に振込送金します。
- (7) 提出方法 申請書類は、電子メールによる提出も可とします（ファクシミリ不可）。
《提出書類》
 - ①助成金申請書（様式1）
 - ②研修等の資料と記録
 - ③専門家（外部講師）派遣に要する経費（諸謝金、交通費）の明細書（写）

6 提出先・問合せ先

鳥取県保育士・保育所支援センター（社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会）
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内
電話 0857-59-6342
電子メール hoikucenter@tottori-wel.or.jp
ホームページ <https://www.tottoti-wel.or.jp/jinzai/3/>
※上記ホームページより様式がダウンロードできます。